

## 海津郡 3 町合併協議会の調整方針

(協議第 7 号) H14.11.8(第 2 回)提出

協議第 7 号	合併の期日	協議細目	
<b>調整方針(案)</b>	平成 16 年(2004 年)3 月 31 日に合併するものとする。		

参 考	事 例	注 意 事 項																								
<p><b>市になるための要件</b></p> <p>平成 16 年 3 月 31 日までに合併した場合                      ・人口要件は 3 万人以上とし、その他の要件は問わない。(市町村の合併の特例に関する法律附則第 2 条の 2)</p> <p>平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに合併した場合                      ・人口 4 万人以上を有すること。                      ・中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の 6 割以上であること。                      ・商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の 6 割以上であること。                      ・都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。</p>	<p style="text-align: center;">昭和 60 年度以降の新設合併事例</p> <p>新設合併 9 ケース</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>昭和 62 年 11 月 30 日</td><td>つくば市</td></tr> <tr><td>平成 3 年 4 月 1 日</td><td>北上市</td></tr> <tr><td>平成 6 年 11 月 1 日</td><td>ひたちなか市</td></tr> <tr><td>平成 7 年 9 月 1 日</td><td>あきる野市</td></tr> <tr><td>平成 11 年 4 月 1 日</td><td>篠山市</td></tr> <tr><td>平成 13 年 1 月 21 日</td><td>西東京市</td></tr> <tr><td>平成 13 年 5 月 1 日</td><td>さいたま市</td></tr> <tr><td>平成 14 年 4 月 1 日</td><td>さぬき市 久米島町</td></tr> </table> <p>先進合併協議会予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>平成 15 年 4 月 1 日</td><td>引田町・白鳥町・大内町合併協議会</td></tr> <tr><td>平成 15 年 4 月 1 日</td><td>高富町・伊自良村・美山町合併協議会</td></tr> <tr><td>平成 15 年 4 月 1 日</td><td>穂積町・兼南町合併協議会</td></tr> <tr><td>平成 16 年 3 月 31 日</td><td>安土町・五箇荘町・能登川町合併協議会</td></tr> </table> <p>《海津郡町村合併問題検討会》                      平成 14 年 8 月 5 日                      ・第 8 回海津郡町村合併問題検討会において、「平成 15 年度中を目標とする。」と確認済み。</p>	昭和 62 年 11 月 30 日	つくば市	平成 3 年 4 月 1 日	北上市	平成 6 年 11 月 1 日	ひたちなか市	平成 7 年 9 月 1 日	あきる野市	平成 11 年 4 月 1 日	篠山市	平成 13 年 1 月 21 日	西東京市	平成 13 年 5 月 1 日	さいたま市	平成 14 年 4 月 1 日	さぬき市 久米島町	平成 15 年 4 月 1 日	引田町・白鳥町・大内町合併協議会	平成 15 年 4 月 1 日	高富町・伊自良村・美山町合併協議会	平成 15 年 4 月 1 日	穂積町・兼南町合併協議会	平成 16 年 3 月 31 日	安土町・五箇荘町・能登川町合併協議会	<p>「合併の特例に関する法律」の期限は、平成 17 年 3 月 31 日までとなっており、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受けられない。</p> <p>合併の基準日は、電算システムの統合問題が大きく絡んでくる。例えば新設合併の場合、不均一課税も考えられるが、1 月 1 日に合併する場合は、住民税、固定資産税等の基準日でもあり、電算処理としては複雑になるケースが考えられる。</p>
昭和 62 年 11 月 30 日	つくば市																									
平成 3 年 4 月 1 日	北上市																									
平成 6 年 11 月 1 日	ひたちなか市																									
平成 7 年 9 月 1 日	あきる野市																									
平成 11 年 4 月 1 日	篠山市																									
平成 13 年 1 月 21 日	西東京市																									
平成 13 年 5 月 1 日	さいたま市																									
平成 14 年 4 月 1 日	さぬき市 久米島町																									
平成 15 年 4 月 1 日	引田町・白鳥町・大内町合併協議会																									
平成 15 年 4 月 1 日	高富町・伊自良村・美山町合併協議会																									
平成 15 年 4 月 1 日	穂積町・兼南町合併協議会																									
平成 16 年 3 月 31 日	安土町・五箇荘町・能登川町合併協議会																									

# 市町村合併スケジュール（見込み）

予 定  
平成14年10月

海津郡3町合併協議会（法定協議会）

原則毎月1回開催

平成14年11月

合併に関する各種協議

小委員会  
・新市名称

新市将来ビジョン策定  
新市建設計画策定

新市建設計画県事前協議  
新市建設計画県協議（合併特例法第5条）  
新市建設計画県知事送付（合併特例法第5条）

住民説明会実施

総務省内協議

平成15年5月

合併協定書調印式

平成15年5月中旬

海津町議決 | 平田町議決 | 南濃町議決

合併申請書

平成15年5月下旬

県へ申請 | 総務省協議 | 総務省回答  
地方自治法第7条

平成15年9月

合併（配置分合）の決定 | 県議会議決

平成15年9月

県知事が総務省へ届出 地方自治法第7条

平成15年12月

総務省告示  
（市長職務執行者：3町長の互選による）

平成15年12月

県議会議決 | 関係条例の整備に関する条例可決

平成16年3月

新市誕生式典（各町閉庁式）

平成16年4月頃

市長選挙（50日以内）  
在任特例を使わない場合には議会議員選挙あり

平成16年5月頃

臨時議会  
暫定予算、助役・収入役・監査委員等選任同意 等

平成16年6月頃

定例議会  
本予算 等

新市準備

### 海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第 7号) H15. 2.12(第 6回)提出 H15. 2.24(第 8回)確認

協議第 7号	合併の期日	協議細目	
調整方針(案)	合併の期日は、平成16年(2004年)3月29日とする。		

参 考	事 例	備 考																										
<p><b>市になるための要件</b></p> <p>平成16年3月31日までに合併した場合                      ・人口要件は3万人以上とし、その他の要件は問わ                      ない。(市町村の合併の特例に関する法律附則第2                      条の2)</p> <p>平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合                      併した場合                      ・人口4万人以上を有すること。                      ・中心の市街地を形成している区域内にある戸数                      が、全戸数の6割以上であること。                      ・商工業その他の都市的業態に従事する者及びそ                      の者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割                      以上であること。                      ・都道府県の条例で定める都市的施設その他の都                      市としての要件を備えていること。</p>	<p>昭和60年度以降の新設合併事例</p> <p>新設合併9ケース</p> <table border="1"> <tr> <td>昭和62年11月30日</td> <td>つくば市</td> </tr> <tr> <td>平成 3年 4月 1日</td> <td>北上市</td> </tr> <tr> <td>平成 6年11月 1日</td> <td>ひたちなか市</td> </tr> <tr> <td>平成 7年 9月 1日</td> <td>あきる野市</td> </tr> <tr> <td>平成11年 4月 1日</td> <td>篠山市</td> </tr> <tr> <td>平成13年 1月21日</td> <td>西東京市</td> </tr> <tr> <td>平成13年 5月 1日</td> <td>さいたま市</td> </tr> <tr> <td>平成14年 4月 1日</td> <td>さぬき市 久米島町</td> </tr> </table> <p>県内先進合併協議会予定</p> <table border="1"> <tr> <td>平成15年 4月 1日</td> <td>高富町・伊自良村・美山町合併協議会</td> </tr> <tr> <td>平成15年 5月 1日</td> <td>穂積町・巢南町合併協議会</td> </tr> <tr> <td>平成16年 2月 1日</td> <td>本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会</td> </tr> <tr> <td>平成16年 2月 1日</td> <td>飛騨4町村合併協議会</td> </tr> <tr> <td>平成16年 3月 1日</td> <td>郡上郡町村合併協議会</td> </tr> </table>	昭和62年11月30日	つくば市	平成 3年 4月 1日	北上市	平成 6年11月 1日	ひたちなか市	平成 7年 9月 1日	あきる野市	平成11年 4月 1日	篠山市	平成13年 1月21日	西東京市	平成13年 5月 1日	さいたま市	平成14年 4月 1日	さぬき市 久米島町	平成15年 4月 1日	高富町・伊自良村・美山町合併協議会	平成15年 5月 1日	穂積町・巢南町合併協議会	平成16年 2月 1日	本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会	平成16年 2月 1日	飛騨4町村合併協議会	平成16年 3月 1日	郡上郡町村合併協議会	
	昭和62年11月30日	つくば市																										
	平成 3年 4月 1日	北上市																										
	平成 6年11月 1日	ひたちなか市																										
	平成 7年 9月 1日	あきる野市																										
	平成11年 4月 1日	篠山市																										
	平成13年 1月21日	西東京市																										
	平成13年 5月 1日	さいたま市																										
	平成14年 4月 1日	さぬき市 久米島町																										
	平成15年 4月 1日	高富町・伊自良村・美山町合併協議会																										
	平成15年 5月 1日	穂積町・巢南町合併協議会																										
	平成16年 2月 1日	本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会																										
	平成16年 2月 1日	飛騨4町村合併協議会																										
	平成16年 3月 1日	郡上郡町村合併協議会																										

## 海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第49号) H15.10.14(第16回)提出

協議第49号	合併の期日の変更について	協議細目	
調整方針(案)	合併の期日(平成15年2月24日第8回合併協議会確認事項)を次のように変更する。 合併の期日は、平成16年(2004年)10月1日とする。 (変更理由) 平成16年(2004年)3月29日に合併することが困難な状況であるため、合併の期日を変更するものである。		

資	料
1. 協議会での確認状況 「合併の期日」 合併の期日は、平成16年(2004年)3月29日とする。 (平成15年2月24日第8回合併協議会確認)	
2. 合併特例法の改正(市となるための要件) 市町村の合併の特例に関する法律の一部改正案が、平成15年7月2日に国会で議決され、7月9日付けで公布、同日施行された。	
改 正 後	改 正 前
平成17年3月31日までに合併した場合 (市町村の合併の特例に関する法律第5条の2)  要件は、 <u>人口3万人以上を有すること。</u>	平成16年3月31日までに合併した場合 (市町村の合併の特例に関する法律附則第2条の2) 要件は <u>3万人以上とし、その他の要件は問わない。</u>
	平成16年4月1日から平成17年3月31日までに合併した場合 (市町村の合併の特例に関する法律第5条の2) <u>人口4万人以上を有すること。</u> <u>中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上であること。</u> <u>商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上であること。</u> <u>都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。</u>

### 海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第49号) H16.7.28(第28回)提出 H16.7.28(第28回)確認

協議第49号	合併の期日の変更について	協議細目	
調整方針(案)	合併の期日(平成15年2月24日第8回合併協議会確認事項)を次のように変更する。 合併の期日は、平成17年(2005年)3月28日とする。  (変更理由) 合併協議の状況等に基づき、合併の期日を変更するものである。		

資	料
調整方針の確認状況等 合併の期日は、平成16年(2004年)3月29日とする。(平成15年2月24日第8回合併協議会確認) 合併の期日は、平成16年(2004年)10月1日とする。(平成15年10月14日第16回合併協議会提出、以後未確認)	